

指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
料 金 表

1 指定訪問リハビリテーション（地区別単価 5級地）1日につき（利用者1割負担）

サービスの内容	費用の総額	保険給付額	利用者負担
訪問リハビリテーション費 (1回20分につき)	3,080円	2,772円	308円
訪問リハビリ短期集中加算 (週2回以上・1日20分以上)	2,110円	1,899円	211円
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) (月に1回)	2,426円	2,183円	243円
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) (月に1回)	2,954円	2,658円	296円
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) (月に1回)	3,376円	3,038円	338円
社会参加支援加算 (1日につき)	179円	161円	18円
サービス提供体制強化加算(1回につき)	63円	56円	7円

※訪問リハビリ短期集中加算とは、病院や診療所又は介護保険施設から退院(所)した日、又は要介護認定を受けた日から起算して3月以内の期間に行われた場合

※リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)とは、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、利用者に対するリハビリテーションの目的に加え、リハビリテーション実施の留意事項、中止基準、負荷等のうちいずれか1以上の指示を行った場合

※リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)とは、定期的に関リハビリテーション会議を開催し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーション計画等について説明を行った場合

※リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)とは、定期的に関リハビリテーション会議を開催し、医師がリハビリテーション計画等について説明を行った場合

2 介護予防訪問リハビリテーション（地区別単価 5級地）1日につき（利用者1割負担）

サービスの内容	費用の総額	保険給付	利用者負担
介護予防訪問リハビリテーション費 (1回20分につき)	3,080円	2,772円	308円
介護予防訪問リハビリ短期集中リハ加算 (週2回以上・1日20分以上)	2,110円	1,899円	211円
リハビリテーションマネジメント加算 (月に1回)	2,426円	2,183円	243円
事業所評価加算 (月に1回)	1,266円	1,139円	127円
サービス提供体制強化加算 (1回につき)	63円	56円	7円

※介護予防訪問リハビリ短期集中リハ加算とは、病院や診療所又は介護保険施設から退院（所）した日、又は要支援認定を受けた日から起算して3月以内の期間に行われた場合

※リハビリテーションマネジメント加算とは、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が、利用者に対するリハビリテーションの目的に加え、リハビリテーション実施の留意事項、中止基準、負荷等のうちいずれか1以上の指示を行った場合

3 その他の利用料（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション共通）

交通費（通常の事業実施地域を越えた地点より）

区分（片道の距離）	交通費	区分（片道の距離）	交通費
2.0km未満	100円	4.0km以上5.0km未満	250円
2.0km以上3.0km未満	150円	5.0km以上6.0km未満	300円
3.0km以上4.0km未満	200円	6.0km以上7.0km未満	350円
以下1km増すごとに50円を加算			

指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
料 金 表

1 指定訪問リハビリテーション（地区別単価 5級地）1日につき（利用者2割負担）

サービスの内容	費用の総額	保険給付額	利用者負担
訪問リハビリテーション費 (1回20分につき)	3,080円	2,464円	616円
訪問リハビリ短期集中加算 (週2回以上・1日20分以上)	2,110円	1,688円	422円
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) (月に1回)	2,426円	1,940円	486円
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) (月に1回)	2,954円	2,363円	591円
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) (月に1回)	3,376円	2,700円	676円
社会参加支援加算 (1日につき)	179円	143円	36円
サービス提供体制強化加算(1回につき)	63円	50円	13円

※訪問リハビリ短期集中加算とは、病院や診療所又は介護保険施設から退院(所)した日、又は要介護認定を受けた日から起算して3月以内の期間に行われた場合

※リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)とは、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、利用者に対するリハビリテーションの目的に加え、リハビリテーション実施の留意事項、中止基準、負荷等のうちいずれか1以上の指示を行った場合

※リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)とは、定期的に関リハビリテーション会議を開催し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーション計画等について説明を行った場合

※リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)とは、定期的に関リハビリテーション会議を開催し、医師がリハビリテーション計画等について説明を行った場合

2 介護予防訪問リハビリテーション（地区別単価 5級地）1日につき（利用者2割負担）

サービスの内容	費用の総額	保険給付	利用者負担
介護予防訪問リハビリテーション費 (1回20分につき)	3,080円	2,464円	616円
介護予防訪問リハビリ短期集中リハ加算 (週2回以上・1日20分以上)	2,110円	1,688円	422円
リハビリテーションマネジメント加算 (月に1回)	2,426円	1,940円	486円
事業所評価加算 (月に1回)	1,266円	1,012円	254円
サービス提供体制強化加算(1回につき)	63円	50円	13円

※介護予防訪問リハビリ短期集中リハ加算とは、病院や診療所又は介護保険施設から退院（所）した日、又は要支援認定を受けた日から起算して3月以内の期間に行われた場合

※リハビリテーションマネジメント加算とは、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が、利用者に対するリハビリテーションの目的に加え、リハビリテーション実施の留意事項、中止基準、負荷等のうちいずれか1以上の指示を行った場合

3 その他の利用料（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション共通）

交通費（通常の事業実施地域を越えた地点より）

区分（片道の距離）	交通費	区分（片道の距離）	交通費
2.0km未満	100円	4.0km以上5.0km未満	250円
2.0km以上3.0km未満	150円	5.0km以上6.0km未満	300円
3.0km以上4.0km未満	200円	6.0km以上7.0km未満	350円
以下1km増すごとに50円を加算			

指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
料 金 表

1 指定訪問リハビリテーション（地区別単価 5級地）1日につき（利用者3割負担）

サービスの内容	費用の総額	保険給付額	利用者負担
訪問リハビリテーション費 (1回20分につき)	3,080円	2,156円	924円
訪問リハビリ短期集中加算 (週2回以上・1日20分以上)	2,110円	1,477円	633円
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) (月に1回)	2,426円	1,698円	728円
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) (月に1回)	2,954円	2,067円	887円
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) (月に1回)	3,376円	2,363円	1,013円
社会参加支援加算 (1日につき)	179円	125円	54円
サービス提供体制強化加算(1回につき)	63円	44円	19円

※訪問リハビリ短期集中加算とは、病院や診療所又は介護保険施設から退院(所)した日、又は要介護認定を受けた日から起算して3月以内の期間に行われた場合

※リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)とは、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、利用者に対するリハビリテーションの目的に加え、リハビリテーション実施の留意事項、中止基準、負荷等のうちいずれか1以上の指示を行った場合

※リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)とは、定期的に関リハビリテーション会議を開催し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーション計画等について説明を行った場合

※リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)とは、定期的に関リハビリテーション会議を開催し、医師がリハビリテーション計画等について説明を行った場合

2 介護予防訪問リハビリテーション（地区別単価 5級地）1日につき（利用者3割負担）

サービスの内容	費用の総額	保険給付	利用者負担
介護予防訪問リハビリテーション費 (1回20分につき)	3,080円	2,156円	924円
介護予防訪問リハビリ短期集中リハ加算 (週2回以上・1日20分以上)	2,110円	1,477円	633円
リハビリテーションマネジメント加算 (月に1回)	2,426円	1,698円	728円
事業所評価加算 (月に1回)	1,266円	886円	380円
サービス提供体制強化加算(1回につき)	63円	44円	19円

※介護予防訪問リハビリ短期集中リハ加算とは、病院や診療所又は介護保険施設から退院（所）した日、又は要支援認定を受けた日から起算して3月以内の期間に行われた場合

※リハビリテーションマネジメント加算とは、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が、利用者に対するリハビリテーションの目的に加え、リハビリテーション実施の留意事項、中止基準、負荷等のうちいずれか1以上の指示を行った場合

3 その他の利用料（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション共通）

交通費（通常の事業実施地域を越えた地点より）

区分（片道の距離）	交通費	区分（片道の距離）	交通費
2.0km未満	100円	4.0km以上5.0km未満	250円
2.0km以上3.0km未満	150円	5.0km以上6.0km未満	300円
3.0km以上4.0km未満	200円	6.0km以上7.0km未満	350円
以下1km増すごとに50円を加算			